

特例貸付（緊急小口資金）の申込みを希望される方へ

1 まず、狭山市社会福祉協議会に御相談ください。

（TEL 04-2956-7665）

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面相談を中止しております。お電話にて以下の点について御相談ください。

- ① コロナウイルスの影響で減収になっている状況について
 - ・ いつから休業や失業等に至ったのか
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響がどのようにあったか
- ② 必要な貸付金額

貸付金額が10万円を超えて申請できる場合の世帯は以下のとおりです。

 - ア) 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいる場合
 - イ) 世帯員に要介護者がいる場合
 - ウ) 世帯員が4人以上いる場合
 - エ) 世話をする子供が i) 学校が休校している場合、 ii) 感染のおそれのある小学校に通っている場合
 - オ) 世帯員に個人事業主がいる場合
 - カ) 特に資金の貸付需要がある場合
- ③ 相談受付期間（申込期間）

令和2年12月31日まで（消印有効）

2 狭山市社会福祉協議会のホームページから、申込に必要な様式をダウンロードしてください。

- ① 借入申込書
- ② 借用書
- ③ 重要事項説明書
- ④ 相談受付票（両面）
- ⑤ 収入の減少状況に関する申立書※

※ 収入の減少状況に関する申立書は、収入状況が明らかになる書類（減収前後の給与明細（写）、減収前後の預金通帳（写）等）が御用意できない場合、ダウンロードしてご使用ください。
- ⑥ 相談者用チェックリスト

3 ダウンロードした様式に、記入例を参考にしながら必要事項を記載し、必要書類を添付のうえ、狭山市社会福祉協議会に御郵送ください。

【郵送先】

〒350-1306

狭山市富士見1-1-11

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会

TEL 04-2956-7665

【必要書類】

- ① 借入申込書（押印箇所1箇所の印は認印で可）
- ② 借用書
 - ※ 原則として、実印で押印をしてください。
 - ※ 借用金額、据置期間、償還期間は借入申込書と揃えてください。
- ③ 重要事項説明書（押印箇所1箇所の印は認印で可）
- ④ 収入状況が明らかになる書類
 - 例：減収前後の給与明細、減収前後の預金通帳（写）等
 - ※ 収入状況が明らかになる書類については、原則として、世帯全員の収入状況が明らかになる書類が必要になります。
 - ※ 収入状況が明らかになる書類が御用意できない場合、「収入の減少状況に関する申立書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえ、添付してください。
- ⑤ 住民票（世帯全員分、本籍・続柄の記載をお願いします）
 - ※ 住民票上で世帯分離をしていますが、同一住居の同居者で見ますので、同居者全員が記載された住民票が必要になります。
- ⑥ 貸付金を振り込む申込者名義の預金通帳・キャッシュカード（写）
 - ※ 外国人の方の場合、キャッシュカードでは正式な口座名が記されていない場合があるため、必ず通帳表紙裏面等の正しい口座名がわかるものを添付してください。
- ⑦ 運転免許証（写）もしくは顔写真付き証明書（写）
 - 上記がなければ健康保険証（写）
 - 外国人の方は在留カード（表裏）（写）
- ⑧ 相談受付票
- ⑨ 相談者用チェックリスト

4 申し込みの際の留意事項

- ① 狭山市社会福祉協議会に書類が到着後、書類の不備がないか確認をし、埼玉県社会福祉協議会へ書類を送付しています。申請書等を記入する際は次の点にご注意ください。
 - 消えるボールペンは使用しないでください。

- 印鑑は、シャチハタを使用しないでください。
- 修正する場合は、二重線を引き、認印を押し、空いた箇所に正しい表記を記入してください。修正テープ、修正液を使用しないでください。
- 投函する前に、もう一度記入漏れがないか確認をお願いします。
- ※ 書類に不備がある場合、修正をお願いしますので、貸付申請が遅くなります。ご注意ください。

また、書類申請後、新型コロナウイルス感染症に起因する理由かどうか不明瞭な場合は、電話で聞き取る場合があります。

- ② 埼玉県社会福祉協議会に書類が到着後、審査を行います。埼玉県社会福祉協議会に書類が到着後、送金までに7営業日から10営業日程度かかります。
- ③ 本貸付は据置期間後に償還（返済）が伴います。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に起因しない理由による借入申込みはできません。
- ⑤ 生活保護受給世帯や、従前から就業していない等、収入の減少がない場合は、貸付の対象となりません。
- ⑥ 住民票等を取得するには費用がかかるため、必要書類を揃える前に必ず狭山市社会福祉協議会に御相談ください。
- ⑦ 今回の特例措置では新たに、償還時においてなお所得の減少が続く世帯の償還を免除することができることとなっております。詳細が判明しましたら、あらためてお知らせいたします。

令和2年10月1日

社会福祉法人 狭山市社会福祉協議会